

山梨みらいファンド支援事業計画

1. 本県の産業振興施策におけるファンドの位置づけ

山梨県（以下「県」という。）では、小規模企業をはじめとする中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的に「山梨県中小企業・小規模企業振興条例」を制定し、平成28年3月11日に公布・施行した。

この中では、中小企業者の自主的な取組が促進されることを基本理念としながら、県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を推進するため、中小企業・小規模企業振興計画を策定するものとした。

これに基づいて策定した「山梨県中小企業・小規模企業振興計画」においては、基本的施策として「新たな事業分野の開拓の促進」「創業の促進」「中小企業・小規模企業の持続的発展」等を掲げ、次の事項を明記している。

今後成長が期待される分野における新技術・新製品の研究開発を支援することにより、成長分野の産業創出を促進すること

創業の促進のため、資金面で支援を行うこと

企業等の持続的な発展のため、ビッグデータやIoTなど環境変化への対応が重要なこと

こうしたことから、「山梨みらいファンド」を組成し、本県で起業しようとする者、起業後間もない中小企業、新事業展開に積極的に取り組む中小企業の創意ある取組みのスタートアップへの支援を行い、起業を促進させ、新事業を創出することにより、地域経済の活性化を図っていくものである。

なお、ファンドの運営管理者は、起業者や経営革新に取り組もうとする中小企業者に対し、事業の立ち上がりから事業化、取引拡大に至るまでの総合的な支援を実施している本県の中核的支援機関である公益財団法人やまなし産業支援機構とする。

2. 重点支援分野

(1) 成長分野におけるスタートアップ支援

県内での起業を促進するため、今後成長が期待される分野における起業予定者または起業後間もない者を支援する。

(2) 次世代技術の活用支援

県内中小企業の経営革新に資する先進的かつ革新的な技術を活用した新たな事業活動を支援する。

3. 助成対象者

- (1) 県内において起業しようとする者
- (2) 県内に事業所を有する起業者（起業後5年未満の者を含む。）
- (3) 県内に事業所を有し、県内中小企業の経営革新に資する先進的かつ革新的な技術を活用して新たな事業活動を行おうとする中小企業者及びそのグループ

4. 助成対象事業の選定・事業化支援方法

助成対象事業は公募するものとし、申請のあった事業計画について、外部専門家等で構成する審査委員会の審査を経て、助成金の交付先を決定するものとする。

また、助成金の交付先として決定した事業は、県や産業支援機関、金融機関等が事業化に向けた支援を行う。

5. 事後的に評価可能な事業成果に係る目標

(1) 成長分野におけるスタートアップ支援

助成先事業者が、助成後3年以内に起業している割合：80%以上

事業化を達成した年度と最終年度（助成対象事業が完了した日の属する年度から起算して5年度目または平成40年度のいずれか早い年度）を比較した売上高増加率：

12%以上

(2) 次世代技術の活用支援

助成先事業者の対象事業が、助成後3年以内に事業化している割合：70%以上

事業化を達成した年度と最終年度（助成対象事業が完了した日の属する年度から起算して5年度目または平成40年度のいずれか早い年度）を比較した付加価値増加率：

4.5%以上

附 則

この計画は、平成20年5月20日から施行する。

附 則

この計画は、平成30年9月26日から施行する。